

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 24 号

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年四日市市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）、<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 24 号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）<u>の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び審査に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事前相談)</p> <p><u>第 3 条 法第 5 条第 1 項から第 3 項、法第 8 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を円滑に行うため事前相談をすることができる。</u></p>

第3条 (略)

第4条 (略)

(市長が定める図書)

第5条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、別表第1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるものその他認定の申請審査において必要と認める図書とする。

2 省令第2条第1項の表に掲げる付近見取図は、第14条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,500分の1程度の都市計画基本図とする。

3 (略)

(計画の通知)

第6条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第4条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

第7条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

(市長が定める図書)

第6条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成20年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、別表第1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるものその他認定の申請審査において必要と認める図書とする。

2 省令第2条第1項の表に掲げる付近見取図は、第13条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,500分の1程度の都市計画基本図とする。

3 (略)

(計画の通知)

第7条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、第5条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

第8条 (略)

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

第 10 条 (略)

(法第 9 条第 1 項に規定する変更の
認定の申請)

第 11 条 省令第 8 条に規定する添付
図書のうち変更に係るものは、法第
9 条第 1 項の規定による変更の認定
を申請する場合にあっては、売買契
約書の写し、登記事項証明書等とす
る。

(軽微な変更)

第 12 条 法第 10 条第 1 項に規定す
る認定計画実施者は、認定を受けた
長期優良住宅建築等計画について省
令第 7 条各号に規定する軽微な変更
をしたときは、軽微な変更届 (第 5
号様式) の正本及び副本各 1 通に、
それぞれその内容が分かる図書を添
えて、これらを市長に提出しなければ
ならない。ただし、軽微な変更の
内容を記載した 第 15 条第 2 項 の工
事完了報告書にその内容がわかる図
書を添えて提出する場合にあって
は、この限りでない。

(地位の承継の承認の申請)

第 9 条 (略)

第 10 条 (略)

第 11 条 (略)

(軽微な変更)

第 12 条 法第 10 条第 1 項に規定す
る認定計画実施者は、認定を受けた
長期優良住宅建築等計画について省
令第 7 条各号に規定する軽微な変更
をしたときは、軽微な変更届 (第 5
号様式) の正本及び副本各 1 通に、
それぞれその内容が分かる図書を添
えて、これらを市長に提出しなければ
ならない。ただし、軽微な変更の
内容を記載した 第 14 条第 2 項 の工
事完了報告書にその内容がわかる図
書を添えて提出する場合にあって
は、この限りでない。

第 1 3 条 省令第 1 2 条に規定する地位の承継の事実を証する書類とは、売買契約書の写し、登記事項証明書等とする。

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

(建築等の状況報告)

第 1 6 条 認定計画実施者は、法第 1 2 条の規定により認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められたときは、速やかに、認定長期優良住宅状況報告書(第 8 号様式)に報告内容を説明するための図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

(建築等の状況報告)

第 1 5 条 認定計画実施者は、法第 1 2 条の規定により認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められたときは、速やかに、認定長期優良住宅状況報告書(第 8 号様式)の正本及び副本各 1 通に報告内容を説明するための図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

改正後

別表第 1 (第 5 条第 1 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	<u>第 3 条の規定により性能評価機関の技術的審査を受けた場合</u>	性能評価機関が発行する <u>第 3 条各号に掲げる基準の全てに適合していることを証する書類</u> (以下「適合証」という。)の写し
(2)	<u>第 3 条の規定による審査を受けない場合であって、法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたとき</u>	<u>設計住宅性能評価書の写し</u>
(3)	<u>第 1 4 条の基準が適用される場合</u>	当該基準に適合することを判断するために必要な図書
(4)	(略)	
(5)	(略)	
(6)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成 2 6 年国土交通省告示第 1 5 3 号) 第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し
(7)	(略)	

改正前

別表第 1 (第 6 条第 1 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	第 4 条の規定により性能評価機関の技術的審査を受けた場合	性能評価機関が発行する第 4 条各号に掲げる基準の全てに適合していることを証する書類 (以下「適合証」という。) の写し
(2)	第 13 条の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書
(3)	(略)	
(4)	(略)	
(5)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成 21 年国土交通省告示第 209 号) 第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し
(6)	(略)	

改正後

別表第 2 (第 5 条第 3 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	第 3 条の規定により性能評価機関の技術的審査を受け、適合証の写しを添付した場合	各種計算書のうち次に掲げるもの ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書 イ 断熱等性能等級の算出に必要な計算書
(2)	(略)	
(3)	(略)	

--

改正前

別表第2（第6条第3項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第4条の規定により性能評価機関の技術的審査を受け、適合証の写しを添付した場合	各種計算書のうち次に掲げるもの ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書 イ <u>省エネルギー対策等級</u> の算出に必要な計算書
(2)	(略)	
(3)	(略)	

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

取 下 届

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請を取り下げたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請に係る住宅の位置

四日市市

3 確認の特例の有無

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無

有 ・ 無

4 申請を取り下げる理由

※ 受付欄

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第3号様式（第9条関係）

承認しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 承認しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

取りやめ届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 確認の特例の有無

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無

有 ・ 無

（確認年月日・番号 年 月 日 第 号）

5 住宅の建築又は維持保全を取りやめる理由

※ 受付欄

（注意）

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないでください。

第6号様式から第10号様式までを次のように改める。

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

四日市市長

報告者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第15条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

（地名地番） 四日市市

（住居表示） 四日市市

4 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了したことを確認した建築士等

【資格】（ 級）建築士（ ）登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【所在地】

5 軽微な変更の有無及び内容 有 ・ 無

※ 受付欄

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 上記5の軽微な変更の内容の記載について、別紙とすることができます。
- 3 ※欄は記入しないでください。
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨を確認するため第7号様式を添付してください。

第7号様式（第15条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定計画実施者

様

確認者 (級) 建築士 () 登録第 号

氏名 (印)

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

名 称

所在地

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位 、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合には、 その内容)
構造躯体等の 劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・ 更新の容易性				
高齢者等対策				
省エネルギー 対策				

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

四日市市長

報告者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

印

電話番号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築又は維持保全の状況について、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第16条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 報告する事項

※ 受付欄

- (注意) 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 ※欄は記入しないでください。

改善命令書

認定計画実施者

様

第 年 月 日

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 命ずる措置

5 改善の期限

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第10号様式（第18条関係）

認定取消通知書

認定計画実施者

様

第 年 月 日

四日市市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

※ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行った場合、認定の取消しにより、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

定による申出を受けた場合は、第4条の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

定による申出を受けた場合は、第4条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出された図書を添えて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知するものとする。

改正後

別表第1（第5条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	<p><u>法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</u></p>	<p><u>建築基準法第18条の2第1項の規定に基づき知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者により交付された適合判定通知書の写し</u></p>
(2)	<p><u>建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたものである場合</u></p>	<p><u>建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたことを証する書面の写し</u></p>
(3)	(略)	
(4)	(略)	
(5)	(略)	
(6)	(略)	
(7)	(略)	
(8)	(略)	
(9)	(略)	

改正前

別表第1（第5条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	(略)	
(2)	(略)	
(3)	(略)	
(4)	(略)	
(5)	(略)	
(6)	(略)	
(7)	(略)	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う長期優良住宅建築等計画の認定の申請から適用し、同日前に行う長期優良住宅建築等計画の認定の申請については、なお従前の例による。
- 3 新規則第16条の規定は、施行日以後に市長が求める報告から適用し、同日前に市長が求める報告については、なお従前の例による。

（都市整備部建築指導課）